

# 令和5年第10回農業委員会議事録

令和5年10月25日

長瀬町農業委員会

## 令和5年第10回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年10月25日  
開催年月日 令和5年10月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時08分 事務局長 相馬 孝好  
会長 宮澤 史明

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		農地利用最適化推進委員
6	鈴木 智子		第1区域 堀口 栄一
7	井上ゆかり		第2区域 坂上 健司
8	山口 俊司		第3区域 須賀 勤
9	齊藤喜久夫		第4区域 野口 稔

### ○欠席委員

10 松本 高正

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画について
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 お集まりでございますので、ちょっと5分早いんですが、ただいまから第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、宮澤会長よりご挨拶を申し上げます。よろしく申し上げます。

○会長 こんにちは。

やっとな秋らしくなってきました。今年の夏は猛暑と、また日照りも少し続きまして、特にの作物については非常に作柄が悪かったような感じがします。これから秋、冬に向かいますので、今後に期待したいなと思っております。

次に、パトロールですけれども、大変ご苦労さまでございました。慣れない方もいたと思いますが、今回の農地パトロールは、この期間に限らず随時農地を見ていただいて、その都度気づいたことは上げていただきたいなというふうに思います。

また、次に視察研修についてですが、事務局のほうで11月11日に計画をさせていただきましたので、後ほど事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条によりまして、会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員数ですけれども、12名です。定足数に達しておりますので会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が松本委員よりありましたので、報告させていただきます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に7番、井上ゆかり委員、8番、山口俊司委員を指名いたします。

---

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 早速議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第3条、番号1、——氏所有の農地を——氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

譲受人、住所、氏名、長瀬町大字野上下郷3403番地3、——さん。譲渡人、住所、氏名、群馬県前橋市荒牧町1215番地7、——さん。——さんの弟さんに当たります。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字——、地目は畑、面積は799平米の1筆です。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、杉郷区内、長瀬町中央公民館西側約300メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、現在長瀬町で3,285平米の農地を所有しており、主に自家消費用の野菜を作っております。農業従事者は本人、妻の2人です。年間農業従事日数は、本人180日、妻180日ということです。

次に、資金計画ですが、土地購入費は4万7,420円で、資金調達方法は自己資金となります。現在お返ししております申請書にちちぶ農協皆野支店の口座残高の写しも添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積799平米、利用状況は、耕作開始がすぐできる状況となっております。裏面に現況の写真がありますので、ご確認を

お願いします。

次に、作付計画ですが、作付品目は自家消費野菜で、主にネギやジャガイモで、作付の時期は令和6年6月以降を予定しているそうです。

現況写真の右下、現地確認をした際に、こちらが一部、車の転回スペースとして整地されていたんですけども、本日本人から連絡がありまして、その際に現況、畑への復旧を依頼したところ、本日、畑への復旧ということで作業を完了したと報告があり、現況を確認したところ、現況が畑に戻っておいりましたので、報告させていただきます。

次に、農地の状況ですが、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園普通地域にあり、幹線30号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

2番、林春政委員の説明をお願いします。

○林 春政委員 20日に事務局の小川さんと推進委員の坂上委員、私、3人で現地調査を行いました。

小川さんの話のとおりなんですけれども、場所が長瀬バイパス線、長野寄りの 通りから金沢方面に向かっていって、ゴルフ場まで行かなかったんですけども、その入り口の手前の右側の が広い畑になっています。

20日に行ったときに若干目的以外に使用しているものがあつたんですけども、大沢さんとちょっと話をしたんですけども、今月中には元のように復旧しますということだったんですけども、見分で復旧が終わりまして、私のほうも現場を確認したところ、元どおりになっていましたから特に問題ないと思います。

以上です。

○議長 林春政委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、坂上健司委員の説明をお願いします。

○坂上健司委員 お世話になります。

先ほど説明をいただきました、事務局と林委員と私で20日に現調、視察にまいりました。

これは、——さんの親が亡くなりまして、遺産相続でこれを——さん、弟さんですけども、こちらに土地を分けたんですけども、一さんのほうは群馬県前橋のほうなので、

住所のほうが、なかなか耕作なりも大変だということで、すぐそばのおばちゃんに畑をお貸ししているような状態でいました。しかし、茂さんのほうはどうもこれはちょっと大変だということで、兄貴に畑を返すからということで始まった話だそうでございます。

場所は、先ほど申し上げましたように公民館だからと言いますけれど私のうちからも300メートルぐらいなんです。土地も道路のすぐそばで、非常に耕作しやすい場所でございます。

そして今朝、また先ほど小川さんからもお話ございますように、少しユンボで整地はしたので、問題は一切ございません。

以上でございます。

○議長 坂上健司委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

譲受人、住所、氏名、———さん。譲渡人、住所、氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、———、地目はともに畑、面積は429平米、112平米の2筆です。転用の目的は、イベント会場兼駐車場となります。

権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀬駅前ロータリーの南側にある場所です。

次に、申出の事由ですが、2022年1月より国道沿いの店舗でUPDRIFTをオープンいたしました。国道沿いとはいえ通行人も少なく、2階だったこともあり集客に苦勞していましたが、ワークショップやイベントを開催することで少しずつ地元の方々にご利用いただけるようになりました。さらにお客さんが立ち寄りやすいイベントの開催もできる広い場所で事業を発展させたいと考えていたところ、今回坂本さんとのご縁をいただき、賃貸契約をさせていただきました。転用の目的の一つはマルシェなどのイベント会場としての利用です。この約1年半でつながった皆様からも、ここでならイベントをぜひ出したいというお声をいただいております。もう一つは駐車場としての利用です。イベント開催日以外は日貸し駐車場とすることで、駅前の混雑緩和に微力ながら貢献するとともに、事業の安定収入の一つとしたいと考えておりますということです。

今回の案件は追認となるため、始末書を添付しておりますので確認をお願いします。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をご覧ください。

次に、資金計画ですが、

---

---

---

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域になります。

次に、農地の区分は、駅周辺300メートルにある農地として、第3種農地と判断されます。

次に、そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、主要幹線2号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いします。

○朽原 仁委員 4番、朽原です。

10月18日の午後、事務局の小川さんと推進委員の堀口委員と現地確認に行っていました。

場所についてですが、場所は長瀬駅前ロータリーの南側にある場所です。



以前、この場所の前のうちに母屋があるんですけども、そこは前は———といいまして、今現在は母屋の半分が漬けもの処たかはしさんの店となっております。

その土地ですけども、以前は荒れ放題というか、そんなような感じの土地でした。

そして、現地を確認しましたが、駐車場ということで追認ということで、さらに駐車場として整備されておりますので、これらの農地は長年耕作されておりましたが、荒廃農地化しておりました。始末書も添付されて事務局の撮影がありまして、そのとおりだと思います。

ただ、申請者の———は店とかいろいろとやる気が、本気度があるような感じがいたしました。

以上ですけども、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口でございます。

10月18日、農業委員の朽原委員、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

場所は先ほどお話があったとおりのロータリー南側であります。

前は———というお店をしていたんですけども、その———が閉店になりまして、そこを借りて利用して営業して、その裏が今回の駐車場ということで、もう既に写真のように整地されてきれいになっておりました。

あとは余談ですが、今年23日にオープンしたと聞いております。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

2番。

○林 春政委員 2番、林です。

この駐車場の入り口というのはどこから入ってきますか。

○事務局 駐車場の入り口がこの805-4、公図のほうを見ていただくと、表面の公図、805-4から入ります。

○林 春政委員 入り口の道辺りが大分狭いような気がするんですけども。

○事務局 そうですね。転回是不可能です。

○林 春政委員 不可能ですよ。

- 事務局 片側通行にはなります。
- 林 春政委員 はつらつパークのほうから入ったほうがいいのか。
- 事務局 いや、はつらつパークからは入れないです。入る方向とするとロータリーのほうからこの805-4、こちらの道のほうになります。
- 林 春政委員 ————の裏だよね。
- 事務局 そうですね。———の南側。
- 林 春政委員 特に入り口は問題ないですか。
- 事務局 はい。
- 委員 駐車場として利用しているんですよね、既に。
- 事務局 そうですね。
- 林 春政委員 トウクトウクの車が来てもしばらくは止まっているんだけど、あの商売とは関係ない。
- 事務局 私のほうには、トウクトウクがとまっていることに関しては、トウクトウクのほうには140号線、ウエルシアのほうにトウクトウクの置場として今そこで乗り入れをやっていたりすることになっているんですけども、そちらの1台置くことによる広報活動の意味合いもあるそうで、駅から降りた方からすぐ目につくようにということで、その空き家部分、少し改装してトウクトウクを1台置いていると聞いております。
- 林 春政委員 今歩道の上から見ると違法駐車みたいな感じなんだけれども。
- 事務局 なるほど。
- 委員 中に入れていないのか。車庫の中には。
- 林 春政委員 うん。それで、歩道にはテーブルとか椅子とか並んでいるから、もうちょっと。
- 事務局 かしこまりました。ちょっとこちらのほう、関係各所、該当するかと思いますので、また情報共有しながら対応進めたいと思います。
- 林 春政委員 問題ないと思うんですけども。
- 議長 ほかに質疑はございますか。

(発言する者あり)

- 事務局 こちらのほうが昨年、今ウエルシアの反対側にコインランドリーの2階にスペースを設けられて、コワークスペースだったり、そういったことをやりながら、あとは自分で何か物を作ったりするのが得意な方だそうで、そういった自分の特技を生かしながら、小学生だ

ったりそういった方といろいろなものを作ったり、そういったものを活動できる場に……

- 委員 商売としてやっている。
- 事務局 商売としてやっている。
- 委員 何かよく分からない。
- 委員 レンタルスペースを経営しつつ、その何か。
- 事務局 自分の販売。
- 委員 アートとか芸術作品じゃない、そういうのが得意。
- 事務局 Tシャツとかも自分で描いた絵をデザインしたものを販売したりだとか。

(発言する者あり)

- 議長 ほかにございますか。

(発言する者あり)

- 議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 議長 それでは、質疑がこれ以上ございませんので、以上をもちまして質疑を終了いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

- 議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号2、———氏所有の農地を———  
———氏が駐車場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第2号 農地法第5条、番号2について説明いたします。

説明の前に、補足として、昨年こちらの市民農園予定地である農地につきまして寄附を受けました。その際に、今回転用する予定となっております駐車場につきまして、同時に申請することを農林振興センターのほうに相談させていただきました。その際、現況、今回申請に当たる一部が隣接する宅地と併せて駐車場として使用されていたことから、市民農園予定

地の工事の予定が決定後に、追認により農地転用するように指導されておりました。そこで、今月業者のほうで確定いたしまして、工事につきましても11月以降着工予定となっておりますことを受けまして、今回の農地法第5条の申請を受けました。

以上のことを踏まえまして説明いたします。

番号2、譲受人、住所、氏名、\_\_\_\_\_さん。  
譲渡人、住所、氏名、\_\_\_\_\_さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、  
地目は全て田、面積は120平米、9.29平米、13平米の合計142.29平米の3筆です。転用の目的は駐車場で、追認となります。権利の内容は、寄附によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀬上区内、長瀬地区公園より南約200メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、市民農園を開設するに当たって、利用者が農園を利用するための駐車場敷地として譲り受けるものですということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成は142.29平米です。裏面に配置図、現況写真がありますのでご確認ください。

次に、資金計画ですが、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

次に、農地の状況ですが、その他の区域となります。農地の区分といたしましては、駅から500メートル以内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は自然公園の普通地域内にあり、国道140号線に接しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○島田 暁委員 10月18日に事務局の小川さんと推進委員の堀口委員と現地確認に行ってきました。

場所のほうですけれども、先ほど説明がありましたけれども、長瀬駅前の信号から秩父方面に向かってちょうど300メートルぐらいの右側になります。

現状が3筆分かれておりますけれども、一番上の1080番1、こちらに関してはもう既に駐

車場としてもう砂利を敷いてあって整備されています。あと、下の2筆に関してなんですけれども、一応農地ということなんですけれども、面積から見てもらうとすごく狭い面積になっておりまして、本当に宅地の端っこにくっついた農地というんですか。農地にできないような、地図見てもらうと分かると思うんですけれども、こういう場所でしたので、これはやむなしかなと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 同じく10月18日、農業委員の島田委員、事務局の小川さんと現地確認を行っております。

場所は先ほど話が出ましたように、長瀬地区コミュニティ消防センター南、100メートルぐらいの140号国道の右側のところでございます。

前も、もうここ駐車場として以前使っていたことがありますので、今回追認ということで、前使っていた業者さんはもう今はいないですけれども、使用可能だと思います。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

○ 委員 1080-1のところ、道路と水路があるようなんですけれども、この水路が真っすぐつながっていないように。どこにつながる、どうなっているのかなと。

○事務局 こちらについても中でも話となりました。水路部につきましては、図面はこのようになっているんですけれども、現況、場所の確認が取れなかったと。境界を改めて確認した際に、水路についても確認の話になったそうなんですけれども、現況確認が取れず、当初引かれた水路図面のまま、それを生かしたものになっておりますので、少し不自然な形で、水路を引いたことによって1081-1、1081-3、こちらが切れて残地のような形で残った状態となっております。

○ 委員 結構畑は少ないんでしょうから、形状的には問題ないですけれども、もし使うような水の排水があって、たまるようなことがあるとちょこっと問題があるのかなと。

○ 委員 でも長らくこの状態なんでしょう。

○事務局 はい。

○ 委員 だから、どうなっているのかなと。原型的には問題ないと、通っているのは

いいんですけれども。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

---

◎議案第3号 農用地利用集積計画について

◎議案第4号 農用地利用配分計画について

○議長 続きまして、議案第3号、議案第4号については関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

なお、借受人である———さんのご家族である議事参与の案件となりますので、鈴木智子委員につきましては退席をお願いいたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、第4号は農地中間管理事業に関する案件のため、続けて説明いたします。

本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、長瀨町が農用地利用集積計画を定めるに当たり、令和5年10月10日付で、長瀨町長からの依頼により、当委員会の審議が求められているものです。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

議案第3号の番号3-1、3-2、3-3と順番で説明いたします。

番号3-1について説明いたします。

貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。

申請地は大字井戸字休原、地目は全て畑、12筆で、合計3,334平米となります。土地の所在につきましては裏面の案内図をご覧ください。申請地は、井戸上郷区にあります積蔵院から西に約150メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は令和6年1月1日から3年間です。

本案につきまして決定をいただいた後は、同公社が農地を貸付けすることになりますので、続く議案にて農用地利用集積計画を決定することとなります。

なお、現地を確認いたしましたところ、休耕中の状態です。

続きまして、番号3-2。

貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。申請地は、大字長瀬字地藏堂、畑、2筆、面積は合計で1,000平米となります。土地の所在につきましては案内図をご覧ください。申請地は、長瀬地区公園から南約150メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和6年1月1日から3年間です。

なお、現地を確認しましたところ、休耕中の状況でした。

続きまして、番号3-3。

貸付けに係る土地については一覧をご覧ください。申請地は、大字本野上字鯉久保、畑、2筆、面積は2筆で1,897平米となります。土地の所在につきましては案内図をご覧ください。申請地は、多世代ふれ愛ベース長瀬から南約150メートル付近にある農地です。利用権を設定する期間は、令和6年1月1日から10年間です。

本案につきまして決定いただいた後、続く議案にて農用地利用促進計画を決定することとなります。

なお、現地を確認しましたところ、休耕中の状況でした。

続きまして、議案第4号 農用地利用集積促進計画の意見についてご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、長瀬町が農用地利用促進計画を定めるに当たり、令和5年10月10日付で、町から依頼により当委員会の意見を求められているものです。

番号1から12。

利用権の設定を受ける者の氏名、住所、\_\_\_\_\_。利用

権の設定等を受ける土地は、議案第3号、番号3-1で説明させていただいた土地と同様となります。設定する権利ですが、権利の種類は賃借権の設定。利用内容は野菜です。具体的にはニンジン、長ネギです。貸借期間は、令和6年1月1日より3年間です。賃料は12筆で合わせて1万8,999円となります。

——さんは令和3年から認定農業者となり、ニンジン、長ネギを主として露地野菜を栽培し、直売所や給食用として出荷しており、その計画案については特に意見はないものと考えております。

続きまして、番号13から14。

利用権の設定を受ける者の氏名、住所、——さん、長瀬町大字長瀬1078番地2。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号、番号3-2で説明させていただいた土地と同様です。設定する権利ですが、使用賃借権の設定。利用内容は野菜です。貸借期間は、令和6年1月1日より3年間です。賃料は使用賃借権の設定のためかかりません。

柳さんは、以前より自家消費用の露地野菜を栽培しておりましたが、利用権の設定を行っていなかったため、改めて契約を行うもので、その計画案については特に意見なしと考えております。

続きまして、番号15から16。

利用権の設定を受ける者の氏名、住所、—————。利用権の設定を受ける土地は、議案第3号、番号3-3で説明させていただいた土地と同様となります。設定する権利ですが、権利の種類は賃借権の設定。利用内容は果樹です。具体的にはブドウです。貸借期間は、令和6年1月1日より10年間です。賃料は2筆で9,485円となります。

——さんは令和2年に認定農業者となり、息子さんとブドウ農園を経営しており、国庫の補助金を受け、今後も規模を拡大予定となっており、その計画案については特に意見はないものと考えております

なお、本件3名につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権、使用賃借権の設定がされるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。



質疑はございませんでしょうか。

9番、齊藤委員。

○齊藤喜久夫委員 一点だけちょっと教えてください。

3-1の裏の図面なんですけれども、これ白抜きになっているのは何か意味があるんですか。

○事務局 ごめんなさい、これは私の図面作成上での、すみません、特に意味はないです。

○議長 ほかにございますか。

皆さん、積極的で大変ありがたいです。

(発言する者あり)

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は申出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしで報告したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、異議ないものと認めます。

よって、本件は配分計画案について意見なしで報告したいと思います。

鈴木智子委員につきましては席に戻るようお願いいたします。

○議長 以上で議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、11月の委員会日程でございます。

11月の委員会は27日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、11月27日月曜日午後1時30分からといたします。

なお、農振協議会が続きましてありますので、農業委員の皆様には併せてご出席をお願いいたします。

そのほか事務局から何かございますか。

○事務局 先月の農地転用許可、第5条の3件の許可状況なんですけれども、1件は10月18日付で許可となりました。ほか2件につきましては、県の審査の段階で、書類の追加書類だとかを求められておるんですけれども、許可見込みとなっておりますので、報告させていただきます。

以上となります。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

◎閉 会

○事務局長 それでは、以上をもちまして第10回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。

(午後2時08分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年10月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 井 上 ゆかり

署名委員 山 口 俊 司